

大阪版地方分権推進制度実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、「大阪版地方分権推進制度に関する考え方」に基づき、大阪版地方分権推進制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 分権実施計画

この制度を活用しようとする市町村は、分権の時代に向けての施策の方向性や府からの移譲を希望する事務の内容、移譲事務を活用して充実を図ろうとする住民サービスの内容・効果等分権推進に関する基本的な考え方（以下「分権実施計画」という。）を別記様式第1により策定する。

第3 府から市町村への事務移譲

1 府から市町村への事務移譲の手続

(1) この制度を活用し、府からの事務移譲を希望する市町村は、府に対して、分権実施計画を添付の上、具体的な事務移譲項目及び必要とする財源措置の概算、希望する人的支援の内容等を別記様式第2により申し出る。

なお、申出の受付期間は、原則として移譲希望年度の前年度の4月から8月までとする。

(2) 府は、市町村から移譲の申出のあった事務について移譲事務の内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、当該市町村に対して移譲の可否を速やかに回答する。

この場合において、府は、移譲しない旨の回答をするときは、申し出た市町村に対し、同時に、その理由を示すこととする。

2 事務移譲に伴う財源措置

(1) 移譲事務交付金

府は、この制度による移譲事務を処理する市町村に対して、移譲に伴い事務執行に必要な経費として移譲事務交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(2) 交付金の額の算定

市町村ごとに交付する交付金の額は、次のア及びイの額の合計とする。

ア 移譲事務の執行に必要な人件費

$$\text{移譲事務の執行に必要な人件費} = a \times b$$

a：当該市町村の普通会計一般職員の1人1時間当たり人件費
交付の前年度決算における普通会計一般職員に係る次に掲げる項目の額の合計額を同4月1日現在の当該職員数で除した額を、平均的な年間所定勤務時間数（1,900）で除した額

給料

職員手当（扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当）

共済等負担金

b：当該市町村の当該事務に見込まれる年間所要時間

事務処理の類型ごとに、処理1件当たりの所要時間に、当該市町村における交付前年度の1月（交付前年度の1月2日以後に府から市町村へ事務移譲された場合は、当該事務移譲の日）から交付年度の12月までの件数を乗じた時間数の合計

イ 移譲事務の執行に必要な事務費

$$\text{移譲事務の執行に必要な事務費} = c \times d$$

ただし、次に掲げる項目ごとに計算した額の合計額とする。

旅費

需用費

役務費

使用料及び賃借料

その他必要な事務経費

c : 当該市町村において要することが見込まれる、事務処理1件当たりの額

d : 当該市町村における交付前年度の1月（交付前年度の1月2日以後に府から市町村へ事務移譲された場合は、当該事務移譲の日）から交付年度の12月までの件数

(3) 初期的経費に係る交付金

府は、この制度による移譲事務を処理する市町村において、移譲に伴い準備等に必要な初期的経費が生じるときは、次に掲げる項目の額の合計額について交付する。

旅費

需用費

役務費

使用料及び賃借料

備品購入費

その他必要な事務経費

(4) その他

ア 交付金は、各年度の3月に交付する。

ただし、初期的経費に係る交付金については、事務移譲の日から3月以内に交付する。

イ 交付金の額を算定する場合において千円未満の端数が生じるときは、その端数金額を千円として計算する。

ウ (1)及び(2)にかかわらず、手数料収入のある事務については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて、府と関係市町村の協議の上、別に定める。

エ その他考慮すべき事項については、府と関係市町村の事務ごとの協議の上、別に定める。

3 府から市町村への事務移譲に伴う人的支援

この制度による移譲事務の円滑な執行に資するため、府は、市町村の要請に応じ、市町村への職員派遣、市町村職員研修生の受け入れ等、必要な人的支援を行う。

4 情報の提供

府は、市町村における検討に資するよう、市町村の求めに応じ、当該移譲を希望する事務の概要、処理状況、所要経費等を適宜提示する。

第4 関与是正

1 府の市町村に対する関与の見直し

市町村は、府に対して、府の市町村に対する関与の廃止、縮小等の見直しを求めることができる。

2 関与是正の申出の手続

この制度による関与是正の申出については、第3に規定する事務移譲に関する手続を準用する。

第5 その他

この要綱の施行の際、現にいずれかの市町村に移譲されている事務について、事務移譲に関し別の定めのある場合は、第3の2又は3の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（様式1） 分権推進に関する基本的な考え方（分権実施計画）

市町村名

2 分権の時代に向けて重点的に取組を進める施設分野

3 移譲を希望する事務の内容等			
移譲希望事務 (事務名)	移譲希望年度 平成 年度	事務移譲によって充実する住民サービスの内容と期待する効果 (充実するサービスの内容) (期待する効果)	必要な人的支援、施設整備等
4 見直しを求める関与の内容等			
関与の内容 (根拠)	希望する見直しの内容 見直しによって期待される効果		
5 分権の時代に向けて整備を進める公共施設等			
施設名称	施設の概要	2の施設との関連性	計画年度 平成 年度 ～平成 年度 総事業費（百万円）

（サイズはA4判横向きとする。1枚に収まらないときは数枚に分割すること。）

【記載要領】

1 分権の時代に向けての取組方針（総合計画との関係等）

市町村における、分権の時代に向けての取組について、今後の施策の方向性等、簡潔明瞭に記載すること。

総合計画等市町村の計画で、地方分権の推進に関連した記載があるものについては、その旨記載すること。

2 分権の時代に向けて重点的に取組を進める施策分野

地方分権推進の流れを踏まえた上で、今後市町村として重点的に取り組む施策分野について、簡潔明瞭に記載すること。

3 移譲を希望する事務の内容等

1、2の内容との整合性に留意しながら記載すること。

移譲希望事務については、事務の名称（事務の概要がおおまかに把握できる程度）及び根拠法令名を記載すること。

移譲希望年度については、市町村として移譲を希望する年度を記載すること。年度途中の移譲を希望する場合は、その旨記載すること。

事務移譲によって充実する住民サービスの内容と期待する効果については、直接・間接を問わず簡潔明瞭に記載すること。

必要な人的支援、施設整備等については、事務移譲と直接関わるものについて記載すること。

4 見直しを求める関与の内容等

1、2の内容との整合性に留意しながら記載すること。

関与の内容については、関与の主体及び客体、関与の方法等、関与の概要が明らかになるよう記載すること。根拠については、法令・通達等・運用の別に問わらず記入すること。但し根拠が不明の際は記入せず、根拠不明の旨記載すること。

希望する見直しの内容については、関与の廃止、簡略化等具体的に記入すること。

見直しによって期待される効果については、直接・間接を問わず、簡潔明瞭に記載すること。

5 分権の時代に向けて整備を進める公共施設等

2の施策分野の推進に向けて整備を進める公共施設等（公用施設を除く）について、整備が具体化しているもの（3で記載したものを除く）について記載すること。

施設名称については、具体的な名称を記載すること。

施設の概要及び2の施策との関連性はできる限り簡潔明瞭に記載すること。

計画年度及び総事業費については、本計画作成時点で記載すること。

6 その他

サイズはA4判横向きとする。1枚に収まらないときは数枚に分割すること。

(様式 2) 府に対する申出

〇〇第 号 平成 年 月 日	
大阪府知事	殿
〇〇市(町・村)長	
大阪版地方分権推進制度による事務移譲等について(申出)	
大阪版地方分権推進制度により、別紙のとおり事務移譲等を申し出ます。	

(別紙)

1 移譲を希望する事務

事務名	根拠条文	事務に必要な経費	人的支援措置
		処理1件当たり人件費 円 算定根拠	
		処理1件当たり事務費 円 算定根拠	
		初期的経費 円 算定根拠	